

# 第10次ひたちなか市行財政改革大綱

令和5年5月

ひたちなか市行政改革推進本部

# 目 次

第1	大綱の位置付け	1
第2	行財政改革の必要性	1
1	これまでの行財政改革の取り組み	1
2	本市を取り巻く状況	2
3	行財政改革の必要性	5
第3	行財政改革の基本的な考え方	6
1	第10次行財政改革大綱の基本的な考え方	6
2	第10次行財政改革大綱の基本理念	6
3	第10次行財政改革大綱の重点事項	7
第4	推進期間	8
第5	策定・推進の体制	8
第6	実施計画の策定	8
第7	行財政改革の成果の公表	8

第8 個別推進課題 .....	9
重点事項1 財政基盤の確立 .....	11
重点事項2 市民サービスの向上と将来を見すえたしくみづくり .....	16
重点事項3 民間活力を活用した取り組みの推進 .....	31
重点事項4 内部事務の見直しと職員が生き生きと活躍できる職場づくり	36
資料 .....	42

## 第1 大綱の位置づけ

本大綱は、ひたちなか市第3次総合計画（平成28年策定）基本構想の将来都市像「世界とふれあう自立協働都市」をめざし、ひたちなか市第3次総合計画基本計画（令和3年3月策定）に掲げる目標「人口15万人が維持できるまちづくり」を達成するために、限られた行政資源を必要な施策に効率的に投入することができるよう、必要な行財政改革の取り組みを推進するために策定するものです。

## 第2 行財政改革の必要性

### 1 これまでの行財政改革の取り組み

本市では、平成8年に「ひたちなか市行政改革大綱」を策定してから、市長を本部長とする「ひたちなか市行政改革推進本部」の進行管理のもと様々な改革課題に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

これまでの主な取組としては、職員数の削減や職員手当等の抑制による人件費の削減、公立保育所や地域包括支援センターなどこれまで市が担ってきた機能の民間委託や民営化、住宅・都市サービス公社や土地開発公社など多額の債務を抱えた外郭団体の清算、そして土地区画整理事業など事務事業の見直しが挙げられます。また、本市の行財政改革においては、これら経費の節減に重点を置いた取組だけでなく、多様化する市民ニーズや行政課題を見極め、必要な対応を行うことで住民サービスを向上させる取組も同時に進めており、平成24年度に策定した「第7次ひたちなか市行財政改革大綱」では、これを「質の改革」と定義しています。

こういった改革の流れを受けた令和2年度から4年度を推進期間とした第9次行財政改革大綱では、「将来に向けた行政サービスの再構築」、「時代の変化に柔軟に対応する協働のまちづくりの推進」「安全で住みやすい都市基盤の強化」「自立的で持続可能な財政基盤と効率的な行政運営の確立」を重点事項に定めました。その中で、子ども子育て支援の推進、保育士の確保、空き家の発生抑制、新たなICT技術の導入等による行政サービスの向上や既存事業の見直しによる新規事業の財源確保、事務事業の見直しによる業務効率の向上などに取り組んできたところです。

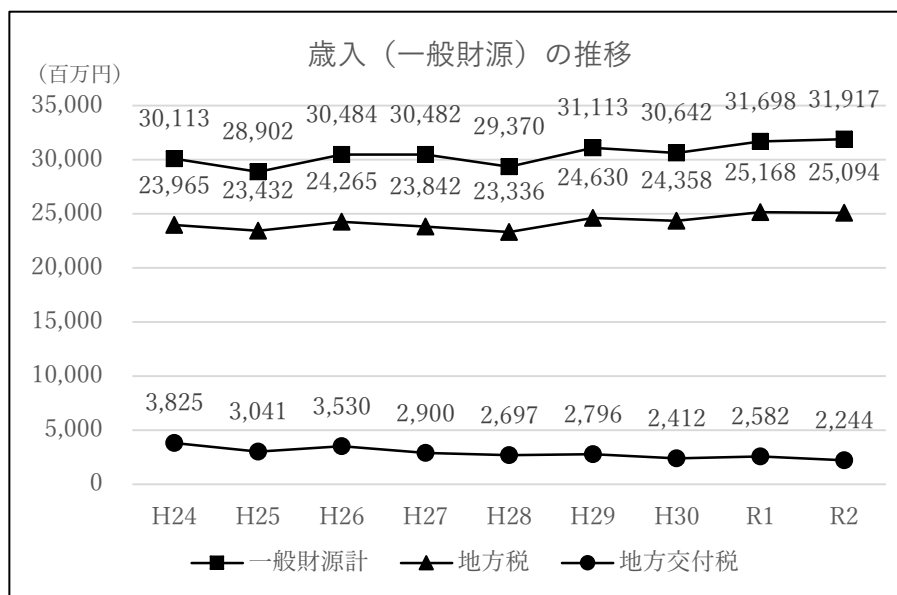
## 2 本市を取り巻く状況

### (1) 本市の財政状況

主要指標による本市の財政状況を見ると、令和2年度一般会計の決算に基づく主な財政指標では、実質公債比率<sup>※1</sup>が9.7%（前年度比+0.1ポイント）、将来負担比率<sup>※2</sup>は94.4%（前年度比+12.6%）、経常収支比率<sup>※3</sup>が96.9%（前年度比+0.6%）と、それぞれ上昇し、財政の硬直化が進んでいるといえます。

この主な原因としては、社会保障関連経費である扶助費の増加と、学校施設整備事業等に伴う市債残高の増加等があげられます。

歳入の状況を見ると、個人市民税や国からの地方交付税などからなる経常一般財源収入は横ばいから微増の状況ですが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、長期的には少子高齢化による生産年齢人口の減少も予想されることから、現状では今後の大幅な増収を期待することはできません。



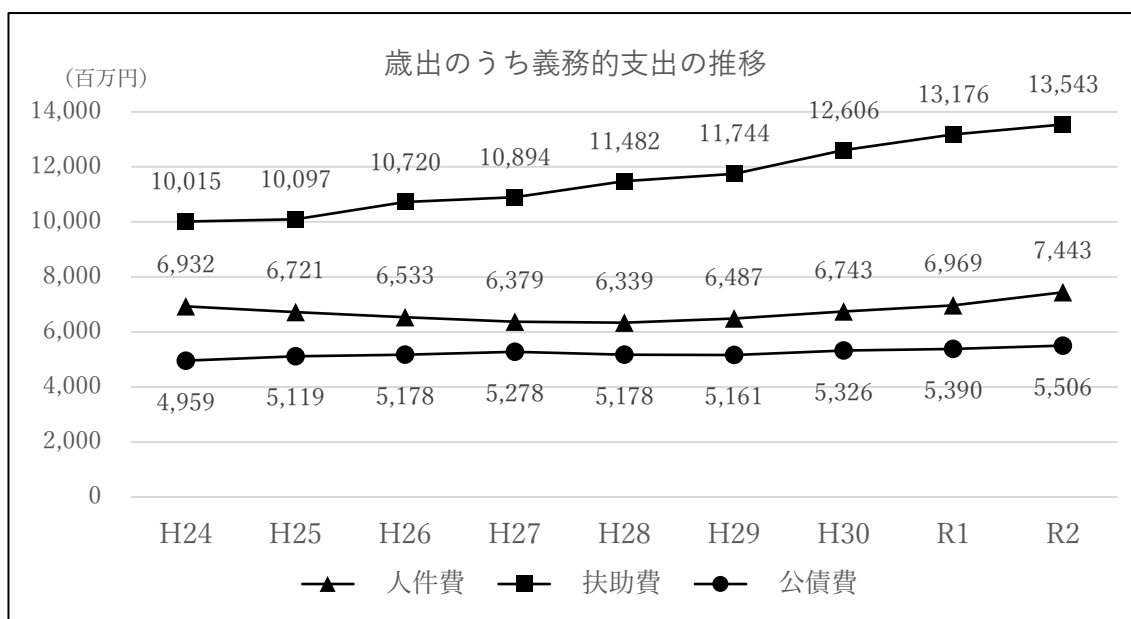
※1 実質公債費比率…地方債の返済額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。家計にたとえると、年収に対するローンの返済額の割合を示すもの。

※2 将来負担比率…標準財政規模に対する自治体が将来負担すべき債務の割合。負担額が標準財政規模の何年分かがわかり、家計にたとえると、給与年収に対して何年分の借金があるのかというもの。

※3 経常収支比率…自治体の財政構造の弾力性を示すもので、税金などの経常一般財源に占める人件費や公債費などの義務的な支出の割合。

歳出では、社会福祉制度の充実や高齢化の進展により、義務的経費※4のうち、社会福祉関連経費である扶助費が増加を続けています。一般財源収入が伸びない中で、扶助費は平成24年度から令和2年度までに3,528百万円の増となっています。

高齢化社会の進展から扶助費は継続的に伸びていくものと予想される中、見直し後の土地区画整理事業の推進、雨水排水等の都市基盤整備、ひたちなか海浜鉄道の延伸といった主要施策を推進していかなければなりません。さらに本市が保有する公共建築物のうち半数以上の建築物が建築後40年を超えており、これらの維持更新にも膨大な財源が必要となります。



このような中長期の見通しのもと、今後も厳しい財政運営を迫られるものと予測され、事業の効率化、重点化を推進するとともに、将来に向けて自主財源の確保に努めていく必要があります。

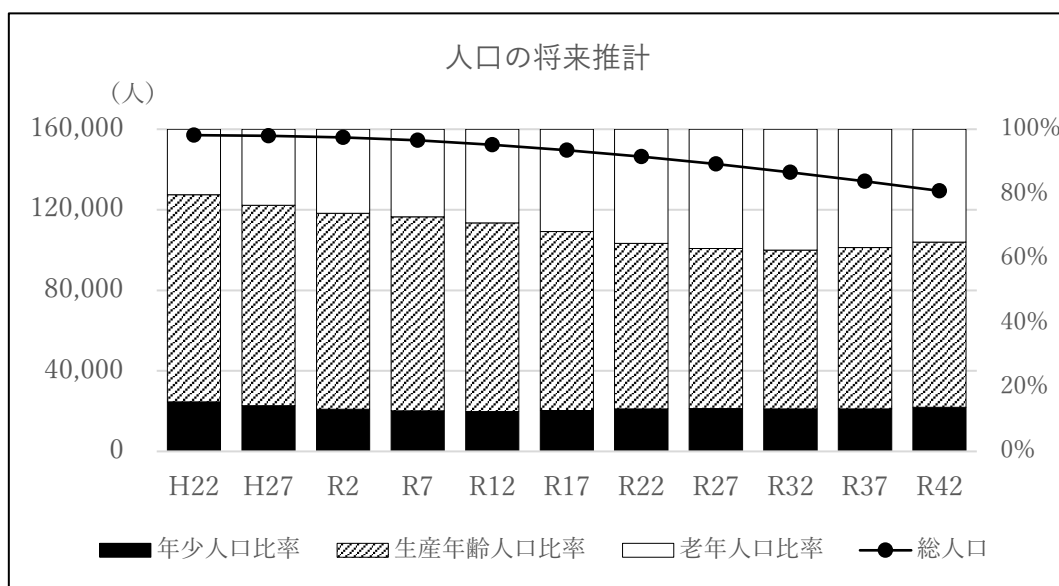
## (2) 少子高齢化社会の進展

本市の総人口の見通しについて、平成28年3月に策定した総合戦略における「人口ビジョン」では、令和7年の人口を154,575人、令和22年で146,456人と、今後人口減少の流れに入るとを予測しています。さらに年齢階層別の人口割合を見ると、令和22年には生産年齢人口が51.4%まで減少し（令和2年比△9.4%）、老年人口が35.4%（令和2年比+8.2%）に達する見込みであり、生産年齢人口の減少による労働力不足と市税収入の減少が危惧されるとともに、高齢人口の増加による社会保障関連経費の増大が予測されます。

※4 義務的経費…地方公共団体の歳出のうち、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費。一般的には、人件費、扶助費、公債費で構成される。

また、生産年齢人口の減少は行政サービスを執行する市職員の確保にも影響を与えます。今後人口は減少基調ではあるものの、高齢化の進展とともに社会保障関連業務は増えることが予想され、業務の増大にみあった能力ある職員の確保は厳しいものと予測せざるを得ません。予算に占める適切な人件費割合を考慮しながら職員の確保につとめ、あわせて業務効率化や民間活力の活用を検討する必要があります。

一方では高齢化の進展により、地域で形成されてきたコミュニティや助け合いのシステムを維持することが困難になることが予想されます。これまで本市では市民参画のもと「自立と協働のまちづくり基本条例」を策定し、市民、行政、議会による協働のまちづくりを進めてきました。地域の「まちづくり市民会議」などを通じて、市民と行政が適切な役割分担を測りながら、地域の課題解決に向けた議論や活動を行ってきたところです。各コミュニティ組織は地域の特性を生かした地域活動の中心でもあり、高齢化社会においても市民との協働しながら安心して暮らせる地域を維持していくためのしくみについて検討していく必要があります。



	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
総人口(人)	157,061	156,775	155,957	154,575	152,278	149,582	146,456	142,731	138,595	134,084	129,389
年少人口比率	15.4%	14.2%	13.1%	12.6%	12.4%	12.7%	13.2%	13.3%	13.2%	13.2%	13.7%
生産年齢人口比率	64.3%	62.2%	60.8%	60.2%	58.5%	55.5%	51.4%	49.7%	49.3%	50.1%	51.3%
老年人口比率	20.3%	23.6%	26.1%	27.2%	29.1%	31.8%	35.4%	37.0%	37.5%	36.7%	35.0%

【H28.3 策定 市人口ビジョンによる】

### (3) 行政のデジタル化の要請

ICT技術の進展や新型コロナウイルス感染症による影響を背景とした社会ニーズの変化に伴い、社会全体でデジタル・トランスフォーメーション（DX）に向けた動きが活発化しています。とりわけ行政部門では、新型コロナウイルス感染症への対応の中で行政のデジタル化の遅れが明らかになったことを受けて、行政のデジタル化が喫緊の課題となっています。

国では、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体で着実に進めるため「自治体 デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を令和2年12月に策定しました。計画では、「デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること」や「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ること」等を各自治体に求めており、自治体全体として、足並みを揃えて行政のデジタル化に取り組むこととしています。

茨城県では、令和4年3月に策定した「第2次茨城県総合計画」において、基本理念「活力があり、県民が日本一幸せな県」を目指す政策の一つである「デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」の中で、「県民があらゆる行政手続をいつでもどこでもオンラインでできるとともに、職員が効果的かつ効率的に仕事に取り組み、県民のためにより価値のある行政サービスを将来にわたり持続可能な形で提供する「スマート自治体」の実現に向けた取組の推進」を課題として掲げています。

市でも令和4年2月に「ひたちなか市デジタル化推進指針」を策定し、各種施策を進めているところです。行政のデジタル化は業務の効率化・最適化、市民サービスの向上のみならず、職員を単純作業から解放し、窓口対応を充実させるなど、「職員でなければできない仕事」への人的資源の再配分などが期待される場所ですので、積極的に進めていく必要があります。

## 3 行財政改革の必要性

少子高齢化の影響で、現行の社会システムのままではこれまで通りの市民生活を維持することが難しくなることが予想されます。社会経済情勢が急速に変化し、今後も先を見通すことが難しい状況のなか、より質の高い行政サービスを提供していくためには、あらゆる変化に耐えうる持続可能な行財政運営を確立し、従来の体制・事業・制度に固執することなく、その時々で最善な手法を追求していかなければなりません。

そのためには、今後も安定して持続可能な財政基盤を確立し、時代にあわせた制度の改革、行政サービスを担う人材育成と機能的な組織の構築など、継続して行財政改革に取り組む必要があります。



### 第3 行財政改革の基本的な考え方

#### 1 第10次行財政改革大綱の基本的な考え方

近年の時代の流れ、環境変化のスピードは非常に速いことから、これまで以上に迅速かつ的確に、変化に対応していく必要があります。また、少子高齢化の進行や年金支給年齢の引き上げに伴い、定年後に地域コミュニティの中心となる方々の年齢が上昇したことなどにより、これまでのしくみのままでは地域的な課題を解決することは困難になりつつあり、将来も継続して安定した市民生活が送れるよう、新たなしくみを構築していく必要があります。

一方で、行政サービスを提供する行政側でも必要とする人材を確保することが難しくなっています。人口減少社会でも社会保障関連業務は増えることが予想され、行政サービスを維持・向上するためには、仕事の進め方や働き方、組織のあり方等を継続的に見直しながら、これまで以上に事務の効率化をすすめるとともに、職員が意欲高く働くことのできる場をつくる必要があります。

いずれにしても複雑化・多様化する課題に対して行政のみでは十分な対応が困難なことから、市民や民間事業者等と連携し行財政改革を進めていく必要があります。

また、市の最上位計画である総合計画は、令和7年度に現在の計画期間が終了し、令和8年度には、新しい総合計画が策定される予定であり、新総合計画の策定に向けて市の課題を整理する必要があります。

以上のような考え方をもとに、第10次行財政改革大綱では、新総合計画に向けて課題を整理し、将来的に持続可能な行政運営を確立するための改革、いわば「行政の構造改革」に重点的に取り組みます。

そのため、第9次行財政改革の実施計画として位置づけられ、計画期間に完了していない事業のうち、事業執行の方針が完成し、方針のもとに執行される見通しとなった事業や課題解決のために継続して実施する手法の確立した事業等は、第10次大綱の実施計画の対象から除外します。

#### 2 第10次行財政改革大綱の基本理念

第10次行財政改革大綱では、総合計画に示された目標を達成するために、10年、20年後も持続可能な行政運営を行うための基盤を構築するため、基本理念を次のように定めます。

##### 【基本理念】

時代の変化にしなやかに対応する持続可能な行政運営のしくみづくり

### 3 第10次行財政改革大綱の重点事項

基本理念をふまえた次の4つの重点事項を設定し、改革に取り組みます。

#### 重点事項1 財政基盤の確立

市民生活に深くかかわる行政サービスを維持しながら、市の発展に必要な将来への投資を行うためには、施策の実現を支える財政基盤が必要です。歳入の基本となる市税収納対策に継続的に取り組みながら、新たな自主財源の確保や役割を終えた事業を整理統合するなどして歳出の削減にも取り組み、持続可能な財政基盤の確立を目指していきます。

#### 重点事項2 市民サービスの向上と将来を見すえたしくみづくり

社会の変化やデジタル化など技術の進歩を受けて、市民ニーズを反映した市民サービスの向上に継続的に取り組みます。

また、安全安心な市民生活と市民の視点に立った行政サービスを将来にわたって継続的に提供するために、将来予測に基づいた方針を検討し、新しいしくみを構築していきます。

#### 重点事項3 民間活力を活用した取り組みの推進

市民の生活様式・価値観の変化等により、ますます多様化する市民ニーズに行政のみで対応するのは今後困難になることが予想されます。限られた行政資源の中で、市民ニーズへの確に対応するために、民間事業者の知識・ノウハウ等を積極的に活用し、地域課題の解決や市民サービスの向上を図ります。

#### 重点事項4 内部事務の見直しと職員が生き生きと活躍できる職場づくりの推進

事務の煩雑化や業務量の増加による勤務環境の悪化は職員のパフォーマンス低下の原因となり、結果として市民サービスの低下を招きます。新たな行政需要に対応できる組織体制の構築とともに、仕事のやり方の見直し業務改革やデジタル技術を活用した業務効率の向上に努め、人的資源を行政サービスの向上に振り向けられるよう、働きやすい職場をつくっていきます。

#### 第4 推進期間

本大綱の推進期間は、市の最上位計画である総合計画との連動性を高めるため、最終年度を現在の総合計画の最終年度に合わせ、以下のように設定します。

令和5年度～令和7年度（3年間）

#### 第5 策定・推進の体制

行財政改革大綱は、市長を本部長とする行政改革推進本部により策定・推進します。また、策定にあたっては、市民の代表で構成された行政改革推進委員会の意見を反映するとともに、パブリック・コメントを実施して広く市民の意見を参考にします。

推進の際は、複数の部署にまたがる課題を検討するため、行政改革推進本部の下に行政改革調整会議を設け、関係部署での協議の場とします。

#### 第6 実施計画の策定

行財政改革の基本理念に基づく重点事項を設定し、実施計画を策定します。実施計画は、目標とする水準を明確にし、進捗状況や効果がわかりやすい計画とします。

#### 第7 行財政改革の成果の公表

行財政改革の実施計画は、情勢の変化に応じて見直しを行い、毎年度の進捗状況を実績として公表します。また、第10次行財政改革大綱の推進期間終了後に3か年の実績を市報・市公式ホームページ等により公表します。

## 第8 個別改革課題

### 個別改革課題一覧

重点事項	No	改革課題	担当課
1 財政基盤の確立	1	ふるさと納税制度による税収増・自主財源確保に向けた取り組み	企画調整課
	2	移住・定住プロモーション等事業促進による税収増に向けた取り組み	企画調整課
	3	工業用地の確保及び企業誘致の促進	企画調整課
	4	公共施設におけるLED照明の導入推進	資産経営課
	5	市税収納対策の推進	収税課
将来を見すえたしくみづくり 2 市民サービスの向上と	6	DXの推進による市民サービスの向上	情報政策課
	7	人口減少社会を見据えた公共施設マネジメントの推進	資産経営課
	8	まちづくり市民会議の活性化の推進	市民活動課
	9	自治会活動支援の推進	市民活動課
	10	災害情報伝達手段の強靱化及び多様化	生活安全課
	11	公立幼稚園・保育所の適正配置による運営効率化	幼児保育課・ 教委総務課
	12	公立保育所による未就園児支援の充実	幼児保育課
	13	耕作放棄地の抑制	農政課
	14	ごみの最終処分方策の検討	廃棄物対策課
	15	下水道事業経営の健全化	下水道課
	16	土地区画整理事業の推進（都市計画道路の重点整備）	区画整理事業所
	17	水道スマートメータの導入	業務課
	18	給水関連申請の電子申請化	業務課
	19	小・中学校の規模及び配置の適正化	教委総務課・学校 管理課・指導課
	20	公立学童クラブのあり方検討	青少年課

重点事項	No	改革課題	担当課
3 民間活力を活用した取り組み の推進	21	官民連携による事業の実施	企画調整課
	22	市営駐車場管理業務の民間活用（指定管理等）の検討	商工振興課
	23	都市公園の維持管理における民間活力導入の検討	公園緑地課
	24	上坪浄水場等運転管理業務委託の包括化	工務課浄水場
	25	学校給食調理業務の民間委託	保健給食課
4 内部事務の見直しと職員が生き生きと活躍できる職場づくり	26	各種計画の統合・廃止の検討	企画調整課
	27	自ら考え、行動できる自律型人材の育成・人材確保の推進	人事課・ 企画調整課
	28	働きやすい職場づくり	人事課
	29	効率的な組織の構築と業務効率化の推進	人事課
	30	効率的な下水道施設管理	下水道課・ 河川課

## 重点事項1 財政基盤の確立

No 1 重点事項1 財政基盤の確立				
改革課題	ふるさと納税制度による税収増・ 自主財源確保に向けた取り組み		担当課	企画調整課
現状・課題	<p>ふるさと納税については、令和2年度に返礼品の提供を開始し、コロナ禍による事業者支援等を目的として地場産品の提供等の取組を進めてきた。引き続き、ふるさと納税制度を活用し、魅力発信や地場産業の活性化を図り、地元生産者や事業者を市外の方々にも応援してもらうとともに、返礼品を通じてひたちなか市のファンを増やし、市外や都市部の人々と本市が多様に関わる関係人口を創出することで、税収増につなげていく必要がある。</p> <p>また、大幅な増収が期待できず厳しい財政状況にある中で、ふるさと納税による寄付受入額は年々増加しており、貴重な自主財源の確保に寄与している。今後は、継続的な寄付受入に加え、さらなる寄付受入額の増加を図るため、事業の推進体制を検討する必要がある。</p>			
取組内容	<p>○新規の返礼品提供事業者の発掘に努めるとともに、事業者との連携を強化し、返礼品数の拡充を図る。また、中間事業者等の活用による魅力的な返礼品の提供について検討する。</p> <p>○寄付者との接点となるふるさと納税ポータルサイト等では、返礼品の画像等によりクリック率等に変動があることから、事業者に対し、より魅力的に映るビジュアル画像等に更新するための支援を行う。</p> <p>○関係人口の拡大については、実際に市を訪問する「体験型返礼品」を強化するとともに、事業者と連携し、返礼品の中に市をPRするパンフレット等を同封する。</p> <p>○寄付受入額の増加については、事業者や関係機関と連携を強化し、新たな返礼品開発やプロモーションを実施するなど、さらなる事業の推進を図るための庁内組織体制について検討を行う。</p>			
期待される効果	地場産業の活性化や関係人口増加等により、本市での消費の増加等による税収増加や寄付受入による自主財源の確保が期待できる。			
指標	寄付額	現状（令和4年度）	218,065,000円 (R4年12月末現在)	
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	3億円	4億円	5億円	

改革課題	移住・定住プロモーション等事業促進 による税収増に向けた取り組み	担当課	企画調整課
現状・課題	人口減少・少子高齢化が進む中、人口を維持し、活力のある持続可能なまちをつくることは本市の総合的な課題の一つである。特に、若年女性の流出は出生数の減少にもつながっていると考えられ、将来におけるまちの活力の低下や、市税収入の減少などの影響が懸念される。		
取組内容	第3次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトに位置付けた、子育て世代やF1層(20～34歳女性)、UIJターン検討者等をターゲットとし、国の交付金等を活用しながら、人口減少抑制に向けた取組を実施する。 ○移住体験ツアーなどによる移住促進 ○ファン共創事業※1等による定住促進 ○絆構築プロジェクト※2による関係人口創出 ○プロモーション等を中心とした魅力発信等		
期待される効果	移住・定住施策等を推進することにより、持続可能な社会を構築し、安定的な税収確保につなげることが期待できる。		
指標	支援制度等を活用した 移住世帯数	現状(令和4年度)	360世帯
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	370世帯	390世帯	400世帯

※1 ファン共創事業…ひたちなか市のまちづくりに共感するファンとイベントやミーティングなどの交流を通じ、つながりを深めながら共にまちづくりを進める事業。

※2 絆構築プロジェクト…進学により県外で生活する大学生や地域活性化等に関心の高い学生と多様な関係を築き若年層のUIJターンに結び付ける事業。

改革課題	工業用地の確保及び企業誘致の促進		担当課	企画調整課
現状・課題	<p>ひたちなか地区に位置する常陸那珂工業団地の分譲完了に伴い、新規企業の進出や市内立地企業の移転拡張の受け皿となる工業用地の確保が課題となっている。</p> <p>新たな工業用地の確保に向けては、事業候補地の取得方法及びスケジュールや民間活力の導入をはじめとする事業の実施手法について国や県をはじめとする関係機関と調整を行っているところであり、企業誘致や産業振興による税収の増加に繋げていくため、引き続き、早期の工業用地の確保を目標に取り組んでいく。</p>			
取組内容	<p>工業用地の確保に向けて、令和5年度は事業の実施手法に関する検討を継続して進めていくとともに事業候補地の取得方法及びスケジュールについて確認を行っていく。</p> <p>また、茨城県が主催する「いばらき産業立地セミナー」等の各種セミナーにおける本市の魅力的な立地環境等のPRについては、工業団地造成後の企業誘致を見据えて継続して取り組んでいく。</p>			
期待される効果	<p>工業用地の確保から企業立地へと繋がり、法人市民税や固定資産税をはじめとする税収の増加が期待されるとともに本市の更なる産業振興が期待される。</p>			
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業手法の決定</li> <li>・事業候補地の決定</li> <li>・スケジュールの策定</li> </ul>	関係機関協議	造成工事着手	



改革課題	公共施設における LED 照明の導入推進	担当課	資産経営課
現状・課題	<p>政府実行計画<sup>※1</sup>において、温室効果ガスの総排出量を 2030（令和 12）年度までに 50%削減することを目標として、既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とすることが掲げられている中で、本市の LED 照明の導入割合（令和 4 年 11 月 1 日現在）は 24.3%<sup>※2</sup>に留まっている。</p> <p>電気料金の大幅な値上がりが続く昨今の状況下においては、消費電力・財政負担の軽減に効果が期待できる LED 照明について、本市においても導入割合を 2030 年度までに 100%とすることを目指しながら、優先的に導入を進めていく必要がある。</p> <p>LED 照明の導入に際しては、様々な工法や事業手法があることから、施設の目標使用年数や照明器具の耐用年数、優先順位についての考え方と併せて、市の統一的な取扱いを整理のうえ、財政負担の平準化や特定財源の確保に努め、職員の事務負担も考慮しながら、計画的かつ効率的に進めていく必要がある。</p>		
取組内容	<p>○工法や事業手法、優先順位の考え方等について、LED 照明の導入に関する方針として整理することにより、施設ごとに最適な工法や事業手法を選択し、市全体の優先順位も踏まえながら、計画的かつ効率的に LED 照明の導入を推進していく。</p> <p>○高所作業や工期等に関し特に創意工夫を要する施設であって、リース方式や ESCO 事業<sup>※3</sup>により、民間事業者のノウハウを活用し効果的・効率的に実施しようとする施設については、公募型プロポーザルの実施等について施設主管課をサポートしていく。</p>		
期待される効果	<p>○消費電力の削減による財政負担の軽減</p> <p>○市の事務事業の実施に伴う温室効果ガスの排出抑制</p>		
指標	公共施設における LED 照明の導入割合	現状（令和 4 年度）	24.3%
年度別目標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	30%	40%	50%

※1 政府実行計画…政府の事務事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。

※2 本市の LED 照明の導入割合…延床面積 300 m<sup>2</sup>以上かつ非住宅の建築系公共施設における数値。

※3 ESCO 事業…省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業。

改革課題	市税収納対策の推進	担当課	収税課
現状・課題	<p>市政運営における重要な財源である市税の安定的な確保のためこれまで預金照会システムの導入，スマートフォンアプリを利用した決済アプリの導入，口座振替の促進等の取り組みを実施してきた。</p> <p>しかし，納付書によるコンビニエンスストアでの納付，スマートフォンアプリを使った納付では，納期限を過ぎてしまうと納付ができなくなり，市窓口もしくは金融機関で納付するか再度納付書を発行する必要がある，納税に時間を要することになる。また，令和5年度から金融機関での納付の際，本税のみの受領となることから，督促手数料，延滞金が発生した場合，納付書を再発行する必要が生じ，事務手続きが煩雑になる。これらの事務がスムーズに進捗できるようなスキームを確立することが課題となっている。</p>		
取組内容	<p>○口座振替の促進</p> <p>口座振替の手続きを行うことにより，納付をうっかり忘れるといった事例がなくなり，結果的に収納率向上が期待されることから，引き続き口座振替の促進を図る。</p> <p>○共通納税システムを活用したQRコードによる納税の啓発</p> <p>令和5年度から導入されるQRコード納付を活用することにより，全国の金融機関，コンビニエンスストア等で納付が可能となる。市報をはじめチラシ，リーフレット，SNSなど様々な周知方法を使い市民の認知度を高め収納率向上を図る。</p> <p>○窓口納付によらない納付方法のさらなる拡充の検討</p> <p>納税者が手軽に納付できる環境を整えるため，電子決済をはじめとする納付方法の拡充について検討を進める。</p>		
期待される効果	<p>納付方法の選択肢を広げ，気軽に納税できる環境を整えることにより，市民の納税意識の高揚を図り，高い市税収納率を維持し，財源を安定的に確保することができる。</p>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	納付方法拡充の検討	納付方法拡充の検討	納付方法拡充の検討

## 重点事項2 市民サービスの向上と将来を見すえたしくみづくり

No 6		重点事項2 市民サービスの向上と将来を見すえたしくみづくり	
改革課題	DXの推進による市民サービスの向上	担当課	情報政策課
現状・課題	<p>これまで、県及び県内市町村が共同運用しているいばらき電子申請システムを活用した電子申請やキャッシュレス決済を導入するなどしてICT技術を市民サービスに活用してきた。</p> <p>コロナ禍において、感染症対策の観点からも非対面で手続きを実施することの必要性など様々な課題が明らかになったことから、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」では、「デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させること」や「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図ること」等を各自治体に求めており、自治体全体として、足並みを揃えて行政のデジタル化に取り組むこととしている。</p> <p>本市としても、デジタル化の流れに乗り遅れることなく、市民サービスの向上や業務効率化に向けてデジタル技術を活用することが求められている。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市のデジタル化の実行計画である「ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン」により、行政のデジタル化の進行管理等を行う。</li> <li>○ 手続きのオンライン化を推進し、市民サービスの向上を図る。</li> <li>○ AIやRPA※を活用し、業務の効率化を図る。</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政手続きのオンライン化を推進により、市民は24時間365日いつでも好きな時に行政手続きができるようになり、市民サービスの向上に繋がる。</li> <li>○ AIやRPAを活用し、業務の効率化を図り、職員はより付加価値の高い業務に専念することで、高い水準の行政サービスを維持することができる。</li> </ul>		
指標	①AIの累計導入件数 ②RPAの累計導入業務	現状（令和4年度）	① 3件 ② 0業務
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	① 4件 ② 5業務	① 5件 ② 15業務	① 6件 ② 30業務

※RPA…人間が行うキーボードやマウス等の端末操作を自動化する技術。人間がパソコン上で行う定型作業をルールに基づいて自動化でき、単純な事務業務をルールどおりに実行することができる。

改革課題	人口減少社会を見据えた公共施設マネジメントの推進	担当課	資産経営課
現状・課題	<p>建物のライフサイクルコストを意識した合理的な維持管理や施設保有量の適正化を推進するため、「施設保全計画」を策定することとし、先送りにしてきた積み残しの修繕や建替え時期を踏まえた現実的な将来負担コスト及び適正な施設保有量を明らかにするため、劣化状況調査を実施している。</p> <p>限られた財源の中で、公共施設をより良い形で次世代へ継承していくためには、維持管理の合理化や、複合化・多機能化を前提とした縮充の考え方に基づく施設保有量の適正化に取り組むとともに、施設整備事業をプロジェクトとして進行管理する仕組みや、維持改修事業の優先順位付けに関する仕組みなど、全体最適を目指すための庁内連携体制を構築していく必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物のライフサイクルコストを意識した合理的な維持管理や施設保有量の適正化を推進するため、「施設保全計画」を策定する。</li> <li>○ 財政規模に見合った適正な施設保有量を目指し、延床面積の縮減や複合化・多機能化の検討を推進するため、「公共施設保有適正化基本方針」を策定する。</li> <li>○ 施設整備事業をプロジェクトとして進行管理する仕組みや、維持改修事業の優先順位付けに関する仕組みなど、全体最適を目指すための庁内連携体制を構築する。</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設の今後のあり方について、全体最適の視点から検討していくことで、人口減少社会を見据えた施設保有量の適正化を図りながらも、複合化・多機能化による市民サービスの維持・向上が期待できる。</li> <li>○ 施設整備事業について、施設所管課職員をバックアップする体制を確立することで、ノウハウの継承や手戻りの発生防止など、職員の負担軽減が期待できる。</li> <li>○ 維持改修事業について、予算措置の企画段階から技術職員が携わりながら重要度や緊急度を踏まえた組織横断的な優先順位付けをしていくことで、維持管理の品質向上や安全性の確保が図られるとともに、効果的かつ効率的な執行が期待できる。</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	・「施設保全計画」の策定 ・「公共施設等総合管理計画」の改訂	庁内連携体制の確立	「公共施設保有適正化基本方針」の策定

改革課題	まちづくり市民会議の活性化の推進	担当課	市民活動課
現状・課題	<p>平成22年4月に市民参画のもとにつくりあげた「ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例」のもと、自分たちの地域でできることは自分たちで取り組むという考え方のもと、市内9つのコミュニティ組織では「まちづくり市民会議」を設置し、地域の課題解決に向けた議論や活動に取り組んでいる。</p> <p>しかし、主体的・継続的に取り組みを進めていくことが課題となっており、担い手の人材不足等から課題の抽出・会議運営に苦慮するケースもある。また、市民会議はまちづくりに関心のある市民が必要に応じて参加できるものであるが、参加のためのPRが不十分なところが見受けられる。</p> <p>市民会議を円滑に運営する人材の育成や多くの市民が参加できる仕組みづくりが課題である。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モデル地区を設定し、市民会議を支援（マネジメント）するアドバイザーを活用し、課題抽出から解決に向けた会議の運営方法、構成メンバーの選定など、実践に即した市民会議の運営を支援する。</li> <li>○ 市民会議運営のなかでアドバイザーを活用し、自立的に会議を運営する人材を育成する。</li> <li>○ コミュニティ組織連絡協議会において、取組事例を発表し、情報を共有するとともに、市民が参加しやすく発言しやすい市民会議の運営方法を学ぶ。</li> </ul>		
期待される効果	<p>市民が市民会議に積極的に関わることで、市政への市民参加を促進し、地域に活力が生まれる。また、市民と市がお互いに「自立」し、「協働」してまちづくりを進めることで、行政主導のまちづくりでなく、適切な役割分担のもと市民自らが地域課題の解決に積極的に取り組んでいくことが期待できる。</p>		
指標	モデル事業実施地区 合計数	現状（令和4年度）	0地区
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	・事業の検討 ・モデル地区の選定	1地区実施	2地区実施

改革課題	自治会活動支援の推進	担当課	市民活動課
現状・課題	<p>自治会は市民協働の理念のもと、防災・防犯をはじめ、高齢者や子供たちの見守り支援、環境美化運動など、まちづくりには欠かすことのできない活動主体として様々な地域活動に取り組んでいる団体であり、市としても支援を行っている。</p> <p>しかし、社会環境の変化や高齢化等に伴って、途中退会者が増加するなど、加入率の低下による担い手不足が最も大きな課題となっている。令和4年には、自治会連合会より、行政からの依頼業務削減の要望が提出され、市としても負担軽減のガイドラインを策定し、全庁的な取り組みを開始した。</p> <p>自治会は協働の重要なパートナーであり、今度も自治会の負担軽減に取り組む必要がある。</p>		
取組内容	<p>自治会が福祉や防災などの必要な役割を担えるよう、自治会の負担となる業務の見直しを図るなど自治会への支援を一層推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○行政からの依頼業務の削減</li> <li>○自治会運営における ICT 化の推進</li> </ul>		
期待される効果	<p>行政からの依頼業務を軽減することで、本来の自治会活動を推進できる。自分たちでできること（自助・共助）の創造、実現を目指すことを期待し、本来の自治会活動である地域活動の中核として機能させる。</p>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	負担軽減の効果検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインの課題抽出及び課題解決策検討</li> <li>・ガイドラインへのフィードバック</li> </ul>	負担軽減の効果検証

改革課題	災害情報伝達手段の強靱化及び多様化	担当課	生活安全課
現状・課題	<p>本市の災害情報手段として住民に広く認識されている防災行政無線は、昭和40年頃から勝田市・那珂湊市において運用されてきた。また、平成13～15年度には各家庭で防災情報を受信できる戸別受信機を全世帯対象に整備した。</p> <p>しかし、防災行政無線設備のほとんどが一般的な耐用年数を大幅に超えており、適宜修繕しているものの、安定的な運用が年々難しくなっている。また、国策として防災行政無線のデジタル化が推進されている。これらを踏まえ、防災行政無線のデジタル化を進める必要がある。</p> <p>また、情報の受け取り方が多様化しているため、メールサービスやSNS等を活用し、防災情報の入手手段を多様化させてきたところである。これらのサービスの利用者数を増やすとともに、さらなる多重化・多様化についても検討する。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災行政無線のデジタル化工事を完了させる。</li> <li>○ メールサービスやSNS等のさらなる活用を図る。また、詳細な解説や、やさしい日本語の取り入れ等を多角的に検討し、内容の充実を図る。</li> <li>○ 最新の知見を取り入れることも視野に、その他の手法による防災情報の提供について検討する。</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市から発信する防災情報の受け手が増えることや、内容を充実させることにより、災害時に避難をはじめとする適切な防災行動がとられることが期待される。</li> <li>○ 防災行政無線の強靱化が図られる。</li> </ul>		
指標	①デジタル化工事進捗率 ②メール SNS 利用者増加率（登録者数※）	現状（令和4年度）	①25% ②100%（42,500人）
年度別目標	令和5年度 ①50% ②110%（46,750人）	令和6年度 ①75% ②120%（51,750人）	令和7年度 ①100% ②130%（55,250人）

※登録者数…LINE, twitter, 安全・安心メールの登録者数の合計（延べ人数）

改革課題	公立幼稚園・保育所の適正配置による 運営効率化	担当課	幼児保育課 教育委員会総務課
現状・課題	<p>共働き世帯の増加に伴い、公立幼稚園の園児数は減少傾向が続いている。特に、那珂湊第一幼稚園では1学級10人以下となり、児童の発達において望ましい集団による幼児教育の実施が困難となっている。また、勝田地区においても、園児数の減少が顕在化しており、公立幼稚園のあり方の見直しが急務となっている。</p> <p>一方、市内における0歳児から1歳児の保育需要は依然として旺盛であり、特に勝田地区の動向は今後も予断を許さない状況にあることから、地区別の保育需要を考慮した施設の適正配置を検討していくことが求められている。</p>		
取組内容	<p>施設のあり方の見直しについては、市内全体の保育需要の推移を見極めながら、令和7年度から始まる「第3期子ども・子育て支援事業計画」に位置付ける必要がある。</p> <p>そのため、令和5年度と6年度において現状分析をしっかりと行い、公立幼保施設の再編に向けた議論を開始する。併せて、第一保育所と第三幼稚園を軸にした那珂湊地区における公立幼保施設の拠点化に向けて課題を整理するため、幼稚園と保育所の交流を進めていく。</p>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○将来の保育需要に見合った効率的な施設運用</li> <li>○幼稚園教諭と保育士の一体的な人事管理による保育人材の有効活用</li> <li>○運営経費の節減</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	公立幼保施設のあり方検討の開始	計画への位置付けに向けた具体的施策の検討	第3期子ども・子育て支援事業計画に基づく幼児教育・保育の実施



改革課題	公立保育所による未就園児支援の充実	担当課	幼児保育課
現状・課題	<p>近年、家族や地域のつながりが希薄化しており、未就園児を在宅で育てている家庭では、保護者が子育ての不安や育児の方法などを誰にも相談できず孤立しがちである。</p> <p>一方、地域の保育所には、これまで蓄積してきた育児スキルを持つ保育士や看護師・栄養士等の専門職がおり、メンタル技法の習得や相談技術の向上などに努めている。</p> <p>現在、公立保育所では、地域に開かれた保育所を目指して園庭開放や一時預かり等を実施しているが、つながりは一時的であり、本当に困ったときや気軽に立ち寄れる場所にはなっていない。そこで、妊娠期から保護者が自身の相談機関として「かかりつけ保育所」を登録し、いつでも気軽に相談や託児することができる制度を導入する。この制度により、公立保育所が地域における子育て支援拠点の一翼を担い、妊娠期から地域の子育て世帯を見守る体制を構築することができる。</p>		
取組内容	<p>先進事例を研究し、制度設計を行う</p> <p>【事業例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子手帳交付時に登録案内を配布して周知。</li> <li>・相談サポート体制を保育所に整える。</li> <li>・いつでも使える一時預かり利用券を配布し、保護者の息抜きを図る。</li> <li>・在園児と同様の活動をすることで集団保育を体験する。</li> <li>・妊産婦が保育士から育児の基本を学び、実際に体験できるようにする。</li> </ul>		
期待される効果	<p>保護者の育児不安軽減、未就園児の状況把握による虐待の未然防止、保育所の地域開放による公共的機能の向上、保育士のスキルアップ</p>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の研究</li> <li>・実施内容の決定</li> <li>・具体的な実施方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル事業実施</li> <li>・利用者アンケート実施</li> <li>・課題検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保育所で実施</li> </ul>

改革課題	耕作放棄地の抑制	担当課	農政課
現状・課題	<p>これまで本市では、耕作放棄地対策として担い手の確保、耕作放棄地流動化事業※1の利用促進、人・農地プラン※2の推進などを実施してきた。その結果、耕作放棄地解消面積が微増している一方、耕作放棄地全体では増加している状況である。また、悪条件の農地など、耕作放棄地流動化事業に馴染まない耕作放棄地が発生している。</p> <p>耕作放棄地流動化事業は有効な事業だが、ニーズが把握しきれず当初予算での対応ができなかった事例があることから、耕作放棄地活用のニーズ把握も課題である。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業所得の安定化による担い手・後継者確保</li> <li>○ 市特産品である農産物（ほしいも、特裁・特選ふくまる、食用甘藷、バインベリーなど）の生産支援やPR、ブランド化などにより、販売を強化するとともに、飼料用米への転換推進により、「農業所得安定」を図り、担い手を確保する。</li> <li>○ 人・農地プラン（地域計画・活性化計画）の策定</li> <li>○ 将来の地域農業の中心的な担い手と農用地として保全する区域及び保全等が行われる区域を明確化する。</li> <li>○ 耕作放棄地流動化事業の推進</li> <li>○ 農業委員会と連携した耕作放棄地の実態把握及び耕作放棄地流動化事業の推進による耕作放棄地の解消と「担い手」への農地の集積を図る。</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定農業者等の担い手への農地の集積・集約</li> <li>○ 農家所得の安定</li> <li>○ 耕作放棄地の増加抑制</li> <li>○ 経営基盤拡大による経営の安定化</li> </ul>		
指標	①飼料用米作付面積 ②耕作放棄地流動化事業補助金対象面積	現状（令和4年度）	① 54.58ha ② 27,444㎡
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	① 55ha ② 8,000㎡	① 55ha ② 9,000㎡	① 55ha ② 10,000㎡

※1 耕作放棄地流動化事業…市内の耕作放棄地を解消するため、補助金を交付し耕作放棄地の再生化及び流動化を図る事業。

※2 人・農地プラン…地域の関係者が話し合いをし、地域が抱える課題を明らかにしたうえで解決策を検討し、地域農業の未来を設計するもの。

改革課題	ごみの最終処分方策の検討	担当課	廃棄物対策課
現状・課題	<p>本市では、市が収集、運搬及び処分の責務を有する一般廃棄物のうち、可燃ごみが年間5万トン発生し、クリーンセンターで焼却・溶融を行い、リサイクルできない飛灰等を市一般廃棄物最終処分場（足崎小鍋沢）に年間2千5百トン以上最終処分（埋立）しているが、同処分場は令和12年9月には満杯になるものと見込んでいる。</p> <p>また本市は、県内の中でも資源回収やごみ袋有料化などに早くから取り組んでおり、可燃ごみを現状より大幅に減らすことは難しく、将来にわたって埋立てを継続しなければならないと想定される。一方で、新たな最終処分場の建設には多額の経費と、用地買収も含めれば少なくとも数年以上の期間が必要となる。</p> <p>そのため、新処分場の建設、現処分場の延命化、公設・民間処分場の利用など、複数の方策について多角的に比較検討を行い、今後の最終処分方策について早期に方針を定める必要が生じている。</p>		
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最終処分方策について先進事例等を調査、検討の俎上に載せる方策を洗い出す。</li> <li>2. 検討する各方策について、調査委託により詳細な費用、効果、実現度、安定性・継続性等の分析を実施。結果を受け方策の絞り込み。</li> <li>3. 採択すべき方策について廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申。庁内で方針決定。</li> </ol>		
期待される効果	経費を重視しながらも継続性のある政策の選択。		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例等の調査、</li> <li>・検討の俎上に載せる方策を洗い出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討する各方策について、より詳細な分析（費用・効果・実現度・行政の継続性等）</li> <li>・結果を受け方策の絞り込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物減量等推進審議会への諮問・答申</li> <li>・方針決定</li> </ul>

改革課題	下水道事業経営の健全化	担当課	下水道課
現状・課題	<p>令和2年度に下水道事業経営戦略を策定し、経営的視点での投資計画を立て、毎年見直しを行っている。</p> <p>令和3年度に下水道事業全体計画を抜本的に見直し、持続可能な下水道事業を目指すため、原則、未整備の市街化調整区域を除外し、下水道整備区域を大幅に削減(△1,386.2ha)した。</p> <p>ハード事業については、汚水処理施設の広域化・共同化により、「ヒト」「モノ」「カネ」の諸課題に対応すべく、短期・中期・長期的取組別に下水道事業・農業集落排水事業・し尿処理事業の統合施策を構築した。</p> <p>一方、ソフト事業については、応急復旧資機材の相互融通等の災害時対応、勉強会や講習会による人材育成、全体計画・事業計画等の計画策定、水質検査・管きょ点検調査・下水道台帳のデジタル化等の維持管理、排水設備登録等及び会計事務など、市町村及び一部事務組合が個々に対応しており、これらの事業にかかる「ヒト」「モノ」「カネ」の諸課題について、市町村及び一部事務組合が協力して対応する方策を検討する必要がある。</p> <p>また、未普及地域を早期に解消するためPPP/PFI手法による下水道整備の可能性について検討したが、導入に至るまでの調整に3年程度の時間を費やすことも明らかとなり、設計積算から現場管理を含んだ監理業務委託による職員負担軽減を図ることを検討し、新たなしくみをつくり技師不足を補わなくてはならない。</p> <p>さらに、市街化区域内の未普及地域についても、合併処理浄化槽と連携し汚水処理普及率の向上に努める必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道事業経営戦略の改定</li> <li>○ 収益向上のための新たな施策の検討</li> <li>○ ソフト事業にかかる周辺自治体間での協力に向けた情報収集と課題の整理・検討</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定的な下水道事業経営</li> <li>○ 職員の負担軽減と知識向上</li> <li>○ 維持管理費用の削減</li> </ul>		
年度別目標	<p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業経営戦略の改定</li> <li>・周辺自治体間での協力に向けた情報収集</li> </ul>	<p>令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業全体計画の見直し</li> <li>・周辺自治体間での協力に向けた課題整理・検討</li> </ul>	<p>令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業計画の見直し</li> <li>・周辺自治体間での協力に向けた方向性の決定</li> </ul>

改革課題	土地区画整理事業の推進 (都市計画道路の重点整備)	担当課	区画整理事業所
現状・課題	<p>地域間の交通ネットワークを構築し、整備地区土地利用の促進と地域の魅力を高めることを目的に、現在、施行中の土地区画整理事業7地区のうち、換地処分間近な1地区を除く6地区については、計画されている全ての都市計画道路を重点的に整備することとしている。</p> <p>また、佐和駅東地区における佐和駅東口開設に伴う佐和駅東口の駅前広場の整備完了を目指し、重点的に取り組む必要がある。</p>		
取組内容	<p>以下、都市計画道路7路線については、整備を開始している若しくは近年に整備を開始する路線であり、駅前広場の整備と合わせて関係権利者と合意形成を図り整備に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東部第2地区：向野西原線の開通に向けた整備</li> <li>○ 佐和駅東地区：佐和停車場高野線の開通に向けた整備 高場高野線の開通に向けた整備 駅前広場の整備</li> <li>○ 武田地区：武田本町線の開通に向けた整備</li> <li>○ 六ッ野地区：中根六ッ野線の開通に向けた整備</li> <li>○ 阿字ヶ浦地区：阿字ヶ浦北通り線の開通に向けた整備</li> <li>○ 船窪地区：船窪和尚塚線の開通に向けた整備</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域間の交通ネットワーク構築による、都市全体の魅力度の向上。</li> <li>○ 都市計画道路沿線を中心とする周辺街区の整備による、民間活力を利用した商業施設や医療施設の都市機能の促進。</li> <li>○ 生活しやすい環境が整うことで宅地需要が高まり、事業の根幹である保留地の販売促進が図られる。</li> </ul>		
指標	都市計画道路全体進捗率	現状（令和4年度）	48.8% (R3年度末進捗率)
年度別目標	令和5年度 54.7%	令和6年度 57.6%	令和7年度 59.7%

改革課題	水道スマートメータの導入		担当課	業務課
現状・課題	<p>水道メータの検針業務は、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社に委託し、検針員が約71,000件を個別訪問し行っている。しかし労働人口の減少による人員の確保や、検針員の訪問に対する市民のセキュリティ意識により、検針業務に支障が生じている。</p> <p>このため、ICT技術を利用した水道スマートメータの導入を検討する。</p> <p>現在はイニシャルおよびランニングコストともに高い状況であるが、全国的に普及拡大が進んでいるため、コストの低下が期待されることから、本市においても実証実験を行うなど全面的な導入に向け検討を行う。</p>			
取組内容	<p>水道スマートメータ導入について検討をすすめる</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 導入に向けた全体計画の策定</li> <li>2. 検針困難箇所（古い空き家など）への先行設置</li> <li>3. 団地やマンションなどモデル地区による実証実験の開始</li> <li>4. 定期メータ交換（7年毎）に併せ、順次スマートメータに変更する (約10,000件/年)</li> </ol>			
期待される効果	<p>リアルタイムに水道使用水量データが取得できることから</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 節水意識の啓発活動や高齢者の見守りなどサービス向上に活用</li> <li>・ 配水計画や災害対応の迅速化など水道運営管理の高度化</li> </ul> <p>などの効果が期待できる。</p>			
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	全体計画の策定	検針困難箇所での先行設置（100件）	モデル地区・箇所での実証実験（300件程度）	

改革課題	給水関連申請の電子申請化	担当課	業務課
現状・課題	<p>給水装置工事の申込みは年間約 1,200 件あり、申請は水道事業所窓口による書面のみとなっている。申請者（水道工事事業者が代行する場合は一般的）は、事前調査を含めると複数回来庁する必要があり、負担となっている。</p> <p>電子申請を導入することにより、24 時間受付が可能となり、また来庁回数を減らすことが期待される。</p> <p>一方で、申請書類及び添付書類には権利に関する署名又は押印や、申請手数料の納付が必要であることから、総合的なシステムの構築が必要である。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電子申請システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書類、添付図面のフォーマットを検討</li> <li>・ 加入金・工事申請手数料の納入方法</li> <li>・ 関連する例規等の改正</li> </ul> </li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請者の来庁回数削減など利便性の向上</li> <li>○ 職員の窓口業務の負担軽減</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	電子申請システム構築	電子申請システム構築	電子申請受付開始

改革課題	小・中学校の規模及び配置の適正化	担当課	教委総務課 学校管理課 指導課
現状・課題	<p>学校の規模が小さくなると、子どもたちが集団の中で協力し合い、切磋琢磨することで資質や能力を高めていくことや、集団活動を通じて人間関係を広げ、社会性を育むことが困難になることから、本市では、学校の適正規模・適正配置基本方針を定め、一定の学校規模を確保する方策として統廃合や通学区の見直しに取り組んできた。</p> <p>今後少子化の進行により、児童数の減少が予想される場所であるが、学校の統廃合や通学区の見直しは、保護者や地域との十分な協議や共通理解なくして、市が一方的に行うべきものではないことから、学校が中心となって保護者や地域の方々が、児童数の減少を課題として認識しながら、学校の将来像について自由に意見を出し合える場を作っていく必要がある。</p>		
取組内容	<p>「ひたちなか市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」に基づき、学校の適正な規模を確保し、子どもたちにとってより良い教育環境を整えていく観点から、保護者、地域と教育上の課題やビジョンを共有し、学校の将来像について検討を進め、地域の実情に応じたきめ細やかな分析をする。</p> <p>学校の将来像について自由に意見を出し合える場としてコミュニティスクール※の会議を活用するなどの方策について検討していく。</p>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもたちにとって望ましい教育環境の整備</li> <li>○ 地域と学校の連携による地域の絆，コミュニティ力の強化</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	コミュニティスクールへ学校の将来像についての提案	保護者・地域住民と学校のより良い将来像について協議	適正規模・適正配置の分析

※コミュニティスクール…保護者や地域のニーズを学校運営に反映させるため地域住民が学校運営に参画する仕組み（学校運営協議会）を導入している学校のこと。



改革課題	公立学童クラブのあり方検討	担当課	青少年課
現状・課題	<p>公立学童クラブは、保護者の就労支援等のため全小学校及び義務教育学校において、1～6年生及び前期課程の児童を対象に放課後及び長期休業時等に開設しており、会計年度任用職員及び有償ボランティアの放課後児童支援員が育成支援を行っている。</p> <p>令和3年に「ひたちなか市公立学童クラブ運営指針」を改訂し、本指針の浸透と指針に基づく運営の徹底を図るとともに、放課後児童支援員の確保及び質の向上に努めた。しかし、支援員の確保が困難な状況が続いているため、選択肢の一つとして、人員配置や雇用形態等に柔軟に対応できる業務委託について検討する必要がある。</p> <p>また、学童クラブ運営に欠かせない保育料についても、「公立学童クラブ保育料滞納整理マニュアル」をまとめ、滞納の解消に努めているが、さらなる縮減に努める必要がある。さらに学童クラブの運営は、国・県・市・保護者がそれぞれ負担することとなっているが、国の基準に比べて本市では市の負担率が大きいと、適正な受益者負担について検討する必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「ひたちなか市公立学童クラブ運営指針」に基づく学童クラブ運営の徹底</li> <li>○ 育成支援環境(遊びの場・生活の場)の整備と待機児童ゼロへの対応</li> <li>○ 放課後児童支援員の確保及び質の向上</li> <li>○ 第3期子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～11年度)策定に合わせて業務委託について調査検討</li> <li>○ 適正な保育料の検討及び保育料収納方法等の拡充</li> </ul>		
期待される効果	放課後児童の居場所として公立学童クラブが確立し、ひいては子育てに優しいひたちなか市が認識、確立する効果が期待できる		
指標	①現年度分保育料納付率 ②待機児童数	現状(令和4年度)	① 99.67% ② 0人
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	① 100% ② 0人	① 100% ② 0人	① 100% ② 0人

### 重点事項3 民間活力を活用した取り組みの推進

No.21	重点事項3 民間活力を活用した取り組みの推進		
改革課題	官民連携による事業の実施	担当課	企画調整課
現状・課題	<p>民間の知見等を活用した連携事業の実施を目的として、現在、6事業者との包括連携協定の締結が行われている。また、教育機関では、茨城工業高等専門学校や茨城大学との包括的な連携協定を締結している。個別事業については、協定締結を前提とせずに連携している複数の事業者があるほか、今後はPFI、PPP等の活用も見込まれる。</p> <p>民間活力を積極的に活用した取組を推進するにあたっては、まずは活用事例等について研究するほか、包括協定等でのつながりなど、民間事業者とのコネクションをストックし、事業化等に対してマッチングを行うことでスムーズな活用等を行っていく必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○官民連携の積極的な導入について、関係課で検討の場を設ける。</li> <li>○先進地の事例研究を行い、総合計画実施計画等の中で、民間活力を導入できる事業等の洗い出しを行う。</li> <li>○現時点では総合計画の施策のひとつに「官民連携」を位置付けていないため、必要に応じて次期総合計画へ取組を掲載する。</li> </ul>		
期待される効果	<p>様々な分野に民間企業・大学等のアイデアや技術、ノウハウなどを取り入れ、連携した取組を行うことで、市民サービスの向上や地域の活性化といった新たなソリューションや価値の創造に期待ができる。</p>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	官民連携の積極的な導入についての方向性提示	推進体制等の方向性提示	具体的な連携事業等への落とし込み

改革課題	市営駐車場管理業務の民間活用 (指定管理等)の検討		担当課	商工振興課
現状・課題	<p>市民及び来街者の利便性と路上駐車を防止し道路交通の円滑化並びに安全確保を図るため、元町、勝田中央、勝田駅東口南、勝田駅西口広場、勝田駅東口広場、佐和駅西口広場、海門町駐車場の計7箇所の管理運営を行っている。</p> <p>近年、市営駐車場がある駅周辺は、民間駐車場が増えてきており、必ずしも市がサービス提供をする必要性が無くなってきている。</p> <p>コロナ禍の影響によって利用者と使用料が大きく減少している中、老朽化する施設等の管理業務に多くの費用がかかっており、管理業務の経費縮減が必要である。また、多様化する市民ニーズや異常事態に対応する職員の負担が増加している。</p>			
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各駐車場の利用状況を分析する。</li> <li>○ 収益見込みや修繕計画等、今後の収支計画を立てる。</li> <li>○ 事業主体となりうる事業者へのヒアリングを行う。</li> <li>○ 民間活力の手法について比較・検討する。</li> <li>○ 効果の予測検証を行う。</li> </ul>			
期待される効果	<p>現状の管理業務について民間活用の検討も含め分析と予測検証を行い、新たな手法や改善策の方針を決定することで、サービスや稼働率の向上による地域の活性化及び経費縮減の可能性を探る</p>			
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	分析・調査	手法の検討	方針の決定	

改革課題	都市公園の維持管理における 民間活力導入の検討		担当課	公園緑地課
現状・課題	<p>都市公園の維持管理はこれまで、業者委託や公園管理団体制度による市民協働等で行ってきたが、委託費用が増加傾向であることや、管理団体員の高齢化等で団体数が年々減少しているなどにより、適切な維持管理が年々厳しくなっている。</p> <p>公園は都市部に存在する貴重な緑あふれる空間であることから、民間活力を活用し、公園の特長を生かした新しい発想を取り入れることで、将来にわたる公園の適切な維持管理を図る。</p>			
取組内容	<p>民間活力を得るための手法等について調査研究し、効果的に課題解決する手法の検討を行う。検討結果を踏まえ、実施策の具体的な検討を行っていく。</p>			
期待される効果	<p>これまでよりもきめ細やかな公園の維持管理が期待される。また、民間の知見を入れた公園活用により、公園の魅力が向上し公園利用者数が増える効果も期待される。</p>			
年度別目標	令和5年度 課題検討	令和6年度 導入効果の検討	令和7年度 1公園で民間活力導入決定	

改革課題	上坪浄水場等運転管理業務委託 の包括化	担当課	工務課浄水場
現状・課題	<p>上坪浄水場などの浄水・配水施設の運営は、運転管理業務をはじめ機器の点検業務、薬品や材料の調達等について個別に業務委託を行っている。このため職員の負担も多く、また運転管理を受託している業者の裁量が少なく、民間企業の利点である機動性や経済性が発揮しづらい状況となっている。</p> <p>また、技術系職員の減少により、浄水処理における技術の継承が困難な状況となっている。</p> <p>このことから、浄水場等をより効率的に運営するため、委託業務の内容や契約期間を見直し、民間活力を発揮させることができる包括委託を導入する。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浄水・配水施設に関する業務委託の内容を検証し、統合可能な業務を選定</li> <li>○ 新上坪浄水場における薬品等の使用実績データの収集</li> <li>○ 関連業者のヒアリングの実施</li> <li>○ 法令及び条例上の制約条件等の確認</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人件費の削減や民間業者の創意工夫による経費削減が図られる</li> <li>○ 民間活用により技術水準の維持</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	委託業務内容の検討	委託業務内容の決定	包括委託の導入

改革課題	学校給食調理業務の民間委託	担当課	保健給食課
現状・課題	<p>本市では、令和5年4月現在で小学校13校、中学校6校・義務教育学校1校、共同調理場2施設の合計22施設で、約13,000食の給食を調理し、児童生徒に提供している。</p> <p>学校給食に携わる調理員等は、全施設合計で正職員28人、非常勤の会計年度任用職員218人を任用している。</p> <p>それぞれの施設で欠員が生じ人員が不足する場合には、他施設から一時的に人員を派遣する応援体制により対応しているが、全体として欠員が多い場合や、手の込んだ献立の日など他施設からの派遣対応が困難なことが多い。</p> <p>また、最近では、新型コロナウイルス感染症の影響により、同時に複数の調理員が長期間出勤できないことで予定通りの献立で給食を提供できない（品数を減らす等現員で対応できる献立に変更して対応）という状況も生じている。新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の「5類」への引き下げが予定されているが、収束の見通しは立たない。こういった状況下において、引き続き児童生徒に安全でおいしい給食を提供するため、給食停止のリスクを軽減することが喫緊の課題である。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校給食調理業務の民間委託により、人材確保の安定化を図ることで、突発的な人員不足による給食停止や献立変更のリスクを軽減する。</li> <li>※学校給食の受託を主たる業務とする事業者は、企業や病院の食堂運営など、広く人材を確保していることから、市が調理員を直接雇用する場合と比べて流動的な応援体制を敷くことが可能である。</li> <li>○ 業務委託にあたっては、正職員調理員の定年等を考慮しながら中学校区単位で順次民間委託していくこととする。</li> <li>○ 事業者の選定については、学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理を行う体制が整備されていることをはじめ、安全安心でおいしい給食を提供できる事業者を選定する必要があるため、プロポーザル方式によることが望ましいと考えられる。</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 突発的な人員不足による給食停止及び献立変更リスクの軽減</li> <li>○ 調理員労務管理業務負担の軽減</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度 方針検討	令和6年度 方針検討	令和7年度 民間委託に関する方針の決定

## 重点事項4 内部事務の見直しと職員が生き生きと活躍できる職場づくり

No.26	重点事項4 内部事務の見直しと職員が生き生きと活躍できる職場づくり		
改革課題	各種計画の統合・廃止の検討	担当課	企画調整課
現状・課題	<p>市総合計画については、計画の進捗管理として、毎年ローリング方式で実施計画を策定しており、同時に個別計画として中期財政計画も策定している。また、施政方針達成度調査、行財政改革大綱実施報告・実績報告、デジタル化推進アクションプラン調書など各種進捗管理を求める調査も実施されている。</p> <p>毎年度実施される計画の策定、進捗管理等の調査については、職員の一定の事務負担となっていることから、計画等について統合・廃止、実施時期の集約化などを検討していく必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調書作成等の事務負担等について検証し、効果的な計画等のあり方について検討する。</li> <li>○ 企画部・総務部を中心として、全庁的に調書策定を求めるものを洗い出し、統合・廃止、実施時期の集約化等について検討する。</li> </ul>		
期待される効果	職員の事務負担が軽減し、職員のリソースを市民サービスの向上や地域の活性化といった分野に注力することができる。		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	計画統合等の方向性提示	方向性に基づく計画の統合等	方向性に基づく計画の統合等

改革課題	自ら考え、行動できる自律型人材の育成・人材確保の推進	担当課	人事課 企画調整課
現状・課題	<p>市民ニーズに迅速・的確に応えられる市役所を目指すためには、優秀な人材の確保と育成が必要である。</p> <p>これまで採用選考は、募集する職種に応じて、複数の方法を組み合わせて実施し、採用の形態についても新卒採用に偏ることなく、社会人経験者を含めた幅広い人材から選考し、効率的な行政運営に応えられる人材の確保を図ってきた。しかし、昨今は県や近隣市町村と競合している状況にある。より優秀な職員を確保していくためには、採用試験の実施方法の見直しや周知方法の工夫のみならず、働く職場として「選ばれる組織」となるための魅力向上が不可欠である。</p> <p>人材育成については、階層別研修や実務研修、派遣研修など多様な研修機会を提供し、職員に必要な能力の向上を図り、あわせて職員の能力育成と組織の活性化を図り、公平性・納得性のある人事管理を行うことを目的に人事評価を実施している。しかし、人事評価に関する職員の理解度に差があり、評価者と被評価者が納得のいく評価を行い、より人材育成や人事異動に活用しやすくする必要がある。人材育成の観点からも、これまで以上に研修・人事評価・人事異動を連携させる必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員採用試験の募集方法、採用区分、選考方法等の柔軟な工夫</li> <li>○ 職場環境の改善、職員の処遇改善、働く場としての市役所・公務員の魅力発信</li> <li>○ 研修情報の人事配置及び人事評価への積極的活用</li> <li>○ 体験型・実習型・対話型の研修の企画</li> <li>○ 職員の関心に幅広く対応するeラーニングの活用</li> <li>○ 階層別研修の受講時期の前倒し</li> <li>○ 人事評価制度の見直し実施</li> <li>○ 職員のモチベーションを高めるインナープロモーション※の検討</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな行政需要に対応できる組織が構築される</li> <li>○ 自ら考え、行動できる自律人材が育成されることによる組織全体の活性化</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	人事評価制度の見直し	人事評価制度改訂	

※インナープロモーション…職員を統一するため、職員の士気向上、考え方や気持ちを組織全体で共通のものにしていくためのプロモーション活動のこと。



改革課題	働きやすい職場づくり	担当課	人事課
現状・課題	<p>充実した市民サービスを安定的に提供していくためには、職員が安心かつモチベーションが維持できる労働環境が必要である。</p> <p>令和3年度には、障害者活躍推進計画及び次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法による特定事業主行動計画を策定し、障害を持つ職員の勤務環境の改善、女性職員や子育て世代職員が働きやすい労働環境の整備に努めた。</p> <p>また、令和4年度は「市民からの不当要求行為等に対する対応マニュアル」を策定し、クレーマー等への対応の仕方や相談先として法律アドバイザー委託事業（弁護士）を実施しており、職員に対する各種研修を実施するなど職員の安全安心の確保に努めてきた。</p> <p>しかしながら近年、ライフスタイルが多様化するに伴い、働き方も多様化している。そのような中、職員のワークライフバランスが適切になるよう、先進的かつ柔軟な働き方を取り入れ、職員にとって働きやすい環境を整える必要がある。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児、介護等と仕事の両立支援</li> <li>○ テレワークの推進</li> <li>○ ハラスメント対策の推進</li> <li>○ 不当要求行為対策の強化</li> <li>○ 人事事務の電子化による事務の効率化</li> <li>○ 働きやすいオフィスの検討</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の働きやすさ（満足度）の増大</li> <li>○ 新規採用受験者の増大</li> <li>○ 市民サービスの向上</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年休、時間外勤務の電子決済導入・稼働</li> <li>・男性職員の育児休業取得環境の改善</li> <li>・テレワークの本格実施</li> <li>・ハラスメント研修実施</li> <li>・不当要求行為発生件数の前年比減</li> <li>・働きやすいオフィスのための検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員の育児休業取得環境の改善</li> <li>・ハラスメント研修実施</li> <li>・不当要求行為発生件数の前年比減</li> <li>・働きやすいオフィス改革の試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員の育児休業取得環境の改善</li> <li>・ハラスメント研修実施</li> <li>・不当要求行為発生件数の前年比減</li> <li>・働きやすいオフィス改革の複数課実施</li> </ul>

改革課題	効率的な組織の構築と業務効率化の推進	担当課	人事課
現状・課題	<p>本市では行政課題に応じて弾力的な組織づくりを行ってきたが、近年は感染症や世界情勢など、予測の難しい環境変化も多く、国の政策変更に伴う市の負担も増えている。環境の変化にあわせて効率的な組織の構築は継続して実施していく必要がある。</p> <p>また、これまで自治体ごとにカスタマイズして利用してきた自治体のシステムについても、国の標準仕様に基づく共通化の流れがあり、今後は仕様に従って業務手順を見直す必要がある。さらに、人材確保が困難化しており、少ない人数でも業務をこなすことのできる業務改革・業務効率の向上は喫緊の課題である。</p>		
取組内容	<p>【機能的な組織づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政需要に柔軟に対応する施策を展開できる組織を整備する。</li> </ul> <p>【業務の効率化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICTの活用や事務事業の見直しなどにより、事務処理の効率化を図る。</li> <li>○ 業務の在り方を見直す業務改革を実施する。</li> <li>○ 提案募集制度を活用し、時代に合わず非効率になっている既存の制度の改正等を求めていく</li> </ul>		
期待される効果	効率的かつ効果的な行政運営の実現		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織機構の整備</li> <li>・業務改革の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織機構の整備</li> <li>・業務改革の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織機構の整備</li> <li>・業務改革の実施</li> </ul>

改革課題	効率的な下水道施設管理	担当課	下水道課 河川課
現状・課題	<p>下水道課が所管する污水管きょ等は、下水道台帳システムを整備し毎年更新作業を外部委託にて行っている。一方、河川課が所管する雨水管きょ等及び河川、一般排水路については、紙媒体で管理しており窓口対応する職員の負担も大きい。</p> <p>このような現状の中、令和4年4月に国土交通省から、令和8年度までに下水道台帳をデジタル化することが、令和9年度以降の下水道施設改築に係る社会資本整備総合交付金の交付要件とする旨通知があった。</p> <p>この通知を受け、現在、日本下水道協会が全国共通の台帳システム構築を進めている。</p>		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道台帳の再整備とデジタル化のため、日本下水道協会が構築する全国共通システムへ参画し、令和8年度までに基礎情報等の整理を行い、污水・雨水双方の管きょ等情報を当該システムへの反映。</li> <li>○ 河川台帳（河川現況台帳・水利台帳）と下水道（雨水）の一体的な台帳管理。</li> <li>○ 排水設備、占用・流入等に係る各種申請や届出のデジタル化。</li> </ul>		
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 維持管理費用の削減</li> <li>○ 令和9年度以降の建設改良財源の確保</li> <li>○ 職員の負担軽減</li> <li>○ 市民等サービスの向上</li> </ul>		
年度別目標	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	課題抽出と情報整理	課題抽出と情報整理	共通システム参画のための情報整理



# 資 料

平成 6 年 11 月 1 日

訓令第 12 号

(設置)

第 1 条 行財政運営の効率化、革新等に係る諸問題の解決を期し、社会経済情勢の変化に即応する市政の実現を推進するため、ひたちなか市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、水道事業管理者、市長事務局の部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、水道事業所長、農業委員会事務局長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、会議を主宰する。

2 本部の会議の進行は、総務部長が行う。

(関係者の出席)

第 6 条 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の関係者を会議に出席させることができる。

(部会)

第 7 条 本部に、本部員が所管する部門を単位に当該名称を付した、行革専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

2 部会には、部会長及び部員を置き、部会長には、当該部会の本部員をもって充て、部員には、課長(相当職を含む。)以上の者をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

4 部会は、本部から付託された事項及び当該部会自らが改革すべき事項について調査検討し、その結果を本部に報告しなければならない。

(調整会議)

第8条 改革すべき内容が複数の部会に関わる事項であって、本部長が特に調整が必要であると認めるもの(以下「調整事項」という。)について、調整及び協議を行うため、行政改革調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

2 調整会議は、総務部長が招集し、調整事項に関わる本部員及び前条第2項の部員(当該本部員が指定する者に限る。)をもって構成する。

3 総務部長が必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の関係者を調整会議に出席させることができる。

4 調整会議は、調整事項を所管する本部員が進行する。ただし、当該本部員に事故があるときは、あらかじめ調整事項を所管する本部員が指名する者が、その職務を代理する。

5 調整会議は、第1項の規定により調整及び協議を行った結果を本部に報告しなければならない。

(幹事会)

第9条 本部、部会及び調整会議間の調整を行い、並びに各部会の改革すべき事項を取りまとめるため、行政改革幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(庶務)

第10条 本部の庶務は、総務部人事課において処理する。

(職員の協力義務)

第11条 職員は、本部の目的が達成されるよう積極的な協力を行い、その成果を高めるよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成7年訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

付 則(平成8年訓令第11号)

この訓令は、農業委員会事務局設置の日から施行する。

付 則(平成10年訓令第7号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成15年訓令第6号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成 20 年訓令第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年訓令第 3 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年訓令第 2 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



## 令和5年度行政改革推進本部員名簿

(ひたちなか市行政改革推進本部設置規程第3条)

	役職	氏名
本部長	市長	大谷 明
副本部長	副市長	渡邊 政美
本部員	水道事業管理者	堀川 滋
〃	教育長	野沢 恵子
〃	企画部長	森山 雄彦
〃	総務部長	小倉 健
〃	市民生活部長	白土 光伸
〃	保健福祉部長	大和田 征宏
〃	子ども部長	鈴木 秀文
〃	経済環境部長	齋藤 茂夫
〃	建設部長	大和 敏幸
〃	都市整備部長	坂場 信二
〃	会計管理者	秋元 正彦
〃	水道事業所長	佐藤 健一
〃	議会事務局長	石崎 聡一郎
〃	教育部長	岩崎 龍士
〃	農業委員会事務局長	平野 尚弘
〃	監査委員事務局長	安藤 ゆみ江

○ひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱

平成 7 年 8 月 4 日

訓令第 23 号

(設置)

第 1 条 ひたちなか市行政改革大綱を策定するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、ひたちなか市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 前条の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を運営し、総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 10 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年訓令第 14 号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 平成 17 年 3 月 31 日以前にひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定により委嘱された委員の任期は、改正後のひたちなか市行政改革推進委員会設置要綱第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

付 則(平成 17 年訓令第 11 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成 21 年訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## ひたちなか市行政改革推進委員会委員名簿

委嘱期間 令和4年8月17日～令和6年8月16日

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
各種団体の代表	柳生 修	産業経済団体の代表者 (ひたちなか商工会議所 会頭)
	中村 弘行	福祉団体の代表者 (ひたちなか市連合民生委員児童委員協議会 会長)
	梅原 正博	自治会等の代表者 (ひたちなか市自治会連合会 副会長)
	橋本 てるみ	市民活動団体の代表者 (NPO法人：未来ネットワーク ひたちなか・ま 理事長)
	川又 武司	コミュニティ組織等の代表者 (ひたちなか市コミュニティ組織連絡協議会 会長)
	菅原 順子	女性団体の代表者 (ハーモニーひたちなか 会長)
	高田 雄策	産業経済団体の代表者 (㈱日立製作所ビルシステムビジネスユニット 総務部水戸庶務グループ 部長代理)
	鬼澤 宏幸	教育団体の代表者 (ひたちなか市教育委員会 委員)
	藤田 康広	青年団体の代表者 (ひたちなか青年会議所 理事長)
その他市長が適当 と認める者	今川 奈緒	学識経験者 (茨城大学人文社会科学部法律経済学科 准教授)